

春日井市原動機付自転車図柄入りナンバープレート交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号。以下「市税条例」という。）第82条の規定に基づき市長が交付する原動機付自転車の標識のうち、図柄入りの原動機付自転車の標識（以下「原動機付自転車図柄入りナンバープレート」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象車種)

第2条 原動機付自転車図柄入りナンバープレートの対象車種は、次のとおりとする。

- (1) 第一種（市税条例第74条第1号ア及びウに掲げる原動機付自転車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）をいう。）
- (2) 第二種乙（市税条例第74条第1号イに掲げる原動機付自転車をいう。）
- (3) 第二種甲（市税条例第74条第1号エに掲げる原動機付自転車をいう。）

(様式)

第3条 原動機付自転車図柄入りナンバープレートの様式は、別図のとおりとする。

(交付の申出)

第4条 市税条例第78条第1項の所有者又は使用者（原動機付自転車の所有者又は使用者に限る。）で原動機付自転車図柄入りナンバープレートの交付を受けるとするものは、原動機付自転車の標識の交付申請の際に申し出るものとする。

(費用の負担)

第5条 市長は、原動機付自転車図柄入りナンバープレートを交付する際に、前条の申出をした者から原動機付自転車図柄入りナンバープレートの作成に係る実費の一部を徴収するものとする。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）

第445条第1項及び市税条例第72条第3項の規定により種別割を課さない場合は、これを徴収しない。

2 前項の実費の一部の額は、原動機付自転車図柄入りナンバープレート1枚につき100円とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別図



備考 標識番号は、図示の例により、上段に春日井市と表示し、下段に原則としてアルファベット及び4桁の数字をもって表示する。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、点で表示する。